



父子家庭の支援が拡大されます

10月から、生活福祉資金に新たに「父子福祉資金制度」が創設され、父子家庭も貸し付けの対象になります。

○生活福祉資金

内容 ひとり親家庭の経済的自立や子どもの教育、福祉を増進するための修学資金、就学支度資金、技能習得資金など

対象 母子家庭、^{かふ}寡婦、父子家庭

※事前に子ども家庭課へ連絡のうえ、ご相談ください。

※申請後に面接、審査を行い、貸し付けの可否を決定します。

○このほかの主なひとり親家庭の支援制度

・高等職業訓練促進費給付金…

ひとり親家庭の母や父が、専門資格を取得するため2年以上修業する場合に給付金を支給します。

・ひとり親家庭等日常生活支援事業…

家庭生活支援員が家事援助サービスや、時的な保育サービスなどを有料で提供します。
※詳しい内容は、子ども家庭課へご相談ください。



■子ども家庭課 ☎5491000

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請がお済みでない人は、お急ぎください。
申込期限 11月4日(火)

■福祉総務課臨時給付金室 ☎463068

納税通知書用封筒に広告を掲載しませんか

納税通知書用封筒に掲載する広告主を募集します。

募集枠 納税通知書用封筒2枠

○固定資産税納税通知書用封筒

約31,000枚

○市県民税納税通知書用封筒

約20,000枚

○国民健康保険税納税通知書用封筒

約13,000枚

※封筒は、各納税通知書発送の際に共通して使用します。

最低募集価格 64,000円(1枠)

申込方法 「広告掲載等申込書」に必要書類を添えてご提出ください。

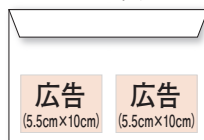
※申込書は担当課で配布のほか、市ホームページからも入手できます。また、ご連絡いただければ郵送します。

申込先 税務課税制管理グループ

申込期間 10月1日(水)～31日(金)

※土・日曜日・祝日を除く

■税務課(内線125)



平成27年度入学予定
児童就学時健康診断のお知らせ

対象 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

内容 内科・歯科健診、児童面接、教育相談 など

持参品 就学時健康診断の通知はがき、上履き、母子健康手帳、のびのびファイル

健診開始時間 午後1時30分

※受付開始は、健診開始時間の30分前です。

※指定校以外でも受診できます。

※旭が丘小学校のみ午後1時～

小学校	と き
東大村小	10月 1日(水)
富の原小	7日(火)
松原小	9日(木)
三浦小	14日(火)
西大村小	15日(水)
福重小	16日(木)
竹松小	17日(金)
鈴田小	22日(水)
放虎原小	23日(木)
大村小	24日(金)
萱瀬小	28日(火)
三城小	29日(水)
黒木小	29日(水)
※旭が丘小	31日(金)
中央小	11月 5日(水)

■学校教育課(内線370)

平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

二輪車等 平成27年度課税分から、一律次の税額が適用されます。

		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪 (250ccを超えるもの)		4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円



三輪以上の軽自動車

平成27年度課税分から、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両(①)に対して、新しい税額が適用されます。
 ※平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、現行税額からの変更はありません。また、平成28年度以後の賦課日(毎年4月1日)に最初の新規検査から13年を超える車両(②)は、(環境にやさしい新車への買い替えを促す目的から、)20%が加算されて課税されます。

			現行税額	①に該当する車両	②に該当する車両
三輪車			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円



※最初の新規検査とは、今までにナンバープレートの交付を受けたことのない軽自動車を新たに登録する際の検査のことです。検査日は車検証に記載してあります。

■税務課(内線 117)

〈自家用乗用車両の場合の例〉

●平成20年5月に新車に買い替えている場合(平成21年度から課税)



●平成27年5月に新車に買い替えた場合(平成28年度から課税)

